



水土里ネット

地域で守ろう豊かな自然

**発行所**  
 さいたま市岩槻区  
 大字新方須賀1160  
 元荒川土地改良区  
 電話 048(799)0799

あいさつ



理事長 島村 孝

令和5年度の「元荒川土地改良区だより」の発刊にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

日頃より本土地改良区の運営に多大なるお力沿いを頂いておりますことに、改めて感謝申し上げます。

私も理事長を拝命し3年が過ぎましたが、改めて果たすべき役割の重さを実感するとともに、今後も皆様のご支援、ご協力を頂きながら土地改良区の発展に向け、より一層努力して参りますので私をはじめ役員一同に対しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、コロナウイルスや戦争勃発などの様々な要因からエネルギー価格、飼料や肥料価格が高騰いたしました。とりわけ電力料金、燃料価格の急騰は、皆様の農業経営や生活はもとより、土地改良区の運営にも大きな打撃となったところでございます。

また、昨年5月は愛知県の大規模頭首工での漏水事故で農用水が一時的に取水出来なくなる事態になり、6月には埼玉県を中心に広範囲で雹による被害が発生しました。近年はいつどこで突発事故や自然災害が発生してもおかしくない状況となっております。

我々としても、安全安心な施設管理に向けた「備え」の重要性を改めて実感しているところでございます。

次に、昨年の用水状況ですが、当土地改良区管内では、例年のとおり、5月の連休前後と8月上旬に元荒川の流量が減少し、水の状況が厳しくなったところでございましたが、皆様のご理解、ご協力により何とか問題なく、水を送ることが

できました。改めて、関係者の皆様に感謝申し上げます。

さて、令和5年度の予算でございますが、一般会計予算は総額として2億4417万8千円を計上したところでございます。

支出については、実質的に増減のあったものは、まず、土地改良事業費支出の水道光熱費支出ですが、電気料金の高騰が令和5年度も続くことが予想されることから130万円ほど増額いたしました。

次に、支払負担金支出ですが、越谷市で行うかんがい排水整備事業負担金について、地元からの要望もあり220万円ほど増額いたしました。

更に、維持管理適正化事業ですが、実施内容の見直しにより750万円ほど減額いたしました。

また、土地改良事業費負担金支出でございますが、令和5年度は継続実施の配電設備に加え、老朽化した堰の上屋補修工事を実施することから、水資源機構への堰管理費負担金を250万円ほど増額いたしました。

その他、土地改良事業費、一般管理費等、必要な額を精査・検討のうえ、前年度とほぼ同等の額を計上いたしました。

一般会計の主財源となる賦課金についてですが、元荒川土地改良区が合併等により現在の体制になった平成8年度からだけでも全体の25%余りの受益面積が減少しております。しかし、面積が減ったからと言って管理する施設の維持管理にかかる費用は比例して減とはなりませんし、直近の状況では電気料金の高騰をはじめとした管理費用が増加傾向でございます。

現状では、毎年の賦課金収入が減った部分は、転用決済金積立資産を毎年度取り崩して対応している状況でございます。

しかしながら、引き続き米価の低迷をはじめ、農業を取り巻く諸情勢を考慮いたしまして、令和5年度の賦課金単価は、前年度と同額といたしたところでございます。

農産物の国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化などの農業構造の変化に、気候変動等の今日的な課題も加わり、農業をめぐる状況は近年大きく変化しています。

また、人口減少やコロナ禍に伴う業務用の米需要の減衰もあり、米価の低迷が続いております。そして、後継者不足や農地の減少など、相変わらず農業を取り巻く状況は厳しいものとなっております。

しかし、地域の農業を支えているのは、農地・農用水、農業者と農業技術であると言われております。私ども土地改良区は農地や農用水の確保と有効利用をし、農業を次世代へ継承していく基礎部分を担っていると考えております。

このため、地域農業の発展・継続のため、より一層、施設の適切な維持管理に努め、農用水の安定供給に万全を期して参りたいと考えております。

今後とも組合員の皆様方の支援を頂き、ご期待に沿った土地改良区の運営に全力を尽くす所存でございますので、ご理解、ご協力を、重ねてお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月 9 日開催の総代会において議決されました、令和 5 年度予算及び令和 3 年度決算は次のとおりです。

令和 5 年度予算 一般会計					
収 入			支 出		
科 目	予算額 (千円)	前年度比 (千円)	科 目	予算額 (千円)	前年度比 (千円)
土地改良事業収入	108,061	△1,626	土地改良事業費支出	72,598	△3,280
附帯事業収入	1,184	△99	一般管理費	98,897	572
特定資産運用収入	1,520	△1	土地改良事業費負担金支出	10,103	2,530
補助金等収入	1	—	支払利息	200	—
交付金収入	7,800	△5,200	固定資産取得支出	1,105	699
寄付金収入	1	—	特定資産積立支出	48,275	△310
業務受託料収入	11,000	297	雑 支 出	1,000	—
雑 収 入	1,576	△13	繰 越 金	10,000	△5,000
特定資産取崩収入	59,601	△11,788	予 備 費	2,000	—
固定資産売却収入	5	—			
繰 越 金	53,429	13,641			
合 計	244,178	△4,789	合 計	244,178	△4,789

令和 3 年度決算 一般会計					
収 入			支 出		
科 目	決算額 (円)	構成比 (%)	科 目	決算額 (円)	構成比 (%)
組 合 費	65,582,160	38.1	事 務 費	59,021,649	44.3
使 用 料	534,920	0.3	選 挙 費	0	0.0
受 託 費	10,703,000	6.2	事 業 費	68,197,106	51.2
交 付 金	5,024,400	2.9	財 産 管 理 費	475,971	0.3
補 助 金	0	0.0	負 担 金	224,900	0.2
雑 収 入	2,188,058	1.3	借入金償還金	0	0.0
繰 入 金	50,000,000	29.1	諸 支 出 金	4,505,939	3.4
繰 越 金	38,076,134	22.1	諸 帳 簿 整 備 費	805,550	0.6
合 計	172,108,672	100.0	予 備 費	0	0.0
残金 38,877,557 円は次年度へ繰越			合 計	133,231,115	100.0

特 別 会 計			
種 別	令和 3 年度決算額 (円)		
	収 入	支 出	次年度へ繰越
農地転用等に関する特別会計	1,918,356,394	53,313,771	1,865,042,623
役員及び総代退職手当積立金特別会計	14,551,254	0	14,551,254
職員退職手当積立金特別会計	39,770,882	6,048,977	33,721,905
自動車購入積立金特別会計	1,540,680	0	1,540,680
維持管理等資金積立金特別会計	225,573,413	0	225,573,413

令和 4 年度事業  
川島揚水機場



整備補修工事 (作業中)

管きょ更生工事 (作業中)



◆総代総選挙について

当土地改良区総代の任期は令和6年3月24日で満了となりますが、任期満了による総代総選挙は令和6年2月に予定されております。総代（70人）の選挙区及び定数は次のとおりになります。

Table with 4 columns: 選挙区, 市区名, 地区名 又は 大字名, 総代定数. Rows include 第1区 (蓮田市), 第2区 (さいたま市岩槻区), 第3区 (春日部市), 第4区 (越谷市).

◆役員総選挙について

当土地改良区役員は令和6年4月10日で満了となりますが、任期満了による役員総選挙は令和6年2月に予定されている総代総選挙で当選された新総代の皆様により、3月下旬に開催される通常総代会において選出されることとなります。役員（理事10人・監事4人）の被選挙区及び定数は次のとおりになります。

Table with 4 columns: 選挙区, 市区名, 地区名 又は 大字名, 総代の数 (理事, 監事). Rows include 第1区 (蓮田市), 第2区 (さいたま市岩槻区), 第3区 (春日部市), 第4区 (越谷市).

◆令和4年度の  
主な事業について

- ① 維持管理適正化事業
② 川島揚水機場整備補修工事及び管きよ更生工事並びに設計業務委託
③ 末田堰整備補修工事及び設計業務委託
④ 土地改良区単独事業
⑤ 揚水機場保守点検等業務委託
⑥ 末田大用水路樋管及び調節堰保守点検業務
⑦ 川島揚水機場管内調査業務委託及び吸水管切断・撤去他雑工事
⑧ 平林寺揚水機場換気口等設置工事
⑨ 掛下揚水機場ストレーナー設置工事
⑩ 他工事
⑪ 上豊川第2揚水機場送水管漏水補修工事
⑫ 末田大用水路他雑草刈払い・塵芥撤去・浚渫等雑工事
⑬ 末田樋管導水路清掃業務他
⑭ 末田樋管・五ヶ用水路・三ヶ用水路雑工事
⑮ 三、越谷市単独事業 (改良区が一部負担した事業)
⑯ 西新井及び北後谷地内かんがい排水整備工事

負担金 17,500,000円

# お 知 ら せ

## ◆組合費賦課金について

- ・ 賦課金は、土地改良法に基づく当土地改良区の定款の定めるところにより、末田須賀堰や当土地改良区のかんがい施設などの維持管理の費用に充てる目的として賦課しております。
- ・ 休耕、転作等を実施している土地についても、通常通り賦課されます。

### 令和5年度 組合費賦課金

区域・負担区分		1㎡あたりの金額
1部	貝塚、川島、平林寺、掛上、掛下の各揚水機組合の区域	(田・畑) 5.7円
2部	新堀土地改良区の管理する黒浜第1、第2揚水機場の区域	(田・畑) 3.5円
3部	旧上豊川用悪水路土地改良区の区域	(田) 5.7円
4部	旧末田大用排水土地改良区の区域	(田) 5.7円
5部	新方領用悪水路土地改良区及び旧五ヶ字土地改良区の区域と重複する区域	(田) 3.5円

## ◆農地転用等による区域からの除外について

転用等によって農地が減ると、土地改良区施設等の維持管理の負担を残された農地の組合員で負担することになります。そこで、組合員の皆様の公平負担を図るため、地区除外の届出をし、土地改良法第42条第2項に基づき決済金を納めていただくこととなります。

### 令和5年度 決済金

区域・負担区分		1㎡あたりの金額
1部	貝塚、川島、平林寺、掛上、掛下の各揚水機組合の区域	(田・畑) 480円
2部	新堀土地改良区の管理する黒浜第1、第2揚水機場の区域	(田・畑) 400円
3部	旧上豊川用悪水路土地改良区の区域	(田) 480円
4部	旧末田大用排水土地改良区の区域	(田) 540円
5部	新方領用悪水路土地改良区及び旧五ヶ字土地改良区の区域と重複する区域	(田) 400円

【こんな時に地区除外の届出と決済金の納付が必要です】

- ① 農地(水田)を農地以外に転用する場合(道路採納の場合も含む)
- ② 農地改良等により埋立する場合
- ③ 公共事業(道路、公園、河川、建物等)の用地として転用する場合  
(用地買収説明会、価格交渉、契約調印の際など、事業主体(買収者)と十分話し合い、決済金や組合費賦課金、転用手続き等に疑義が生じないようにお願い致します。)
- ④ その他、土地改良区の区域から地区除外をする場合

## ◆組合員の資格交替があった時

組合員の資格を取得した時、喪失した時(相続時の場合にも)、住所等の変更があった時は土地改良区に届出をお願い致します。

## ◆賦課面積及び組合員数

賦課面積 1,406 ha 組合員数 4,519 人(令和4年3月31日現在)

## ◆令和5年度配水計画

末田須賀堰の湛水期間 4月11日から9月11日まで(予定)

(単位: m<sup>3</sup>/s)

施設名	4/11~ 20	4/21~ 8/15	8/16~ 9/11	9/12~ 3/31	施設名	4/11~ 15	4/16~ 20	4/21~ 8/15	8/16~ 9/11	9/12~ 3/31
貝塚揚水機場	0.125	0.125	0.125	—	上豊川第2揚水機場	0.200	0.200	0.200	0.200	—
川島揚水機場	0.083	0.083	0.083	—	入穴樋管	—	0.014	0.020	0.014	—
平林寺揚水機場	0.053	0.053	0.053	—	風間樋管	—	0.057	0.083	0.059	—
掛上揚水機場	0.075	0.075	0.075	—	柳橋樋管	—	0.072	0.101	0.067	—
掛下揚水機場	0.075	0.075	0.075	—	末田大用水	3.153	3.153	4.108	2.214	0.200

※ 新堀土地改良区及び新方領用悪水路土地改良区内の揚水機場・樋管はそれぞれの土地改良区にお問い合わせください。